



令和8年4月1日、青森県全域で盛土規制法の運用開始

# 盛土等を行う際は 許可又は届出が必要になります

## 無許可、不法投棄等への注意

不審な盛土を見かけたらご連絡をお願いします。  
なお、許可や届出がされている盛土については  
次の方法で確認できます。

- 1 県又は市が許可地をHPで公表しています
- 2 工事主が周辺住民に事前周知をしています
- 3 工事現場に看板(標識)が掲示されます

## 申請手続きについて

県ホームページに、許可や届出が必要となる条件や必要書類等を解説した「許可申請の手引き」を掲載していますので、そちらを参考に手続きしてください。



県盛土規制法  
ホームページ

青森県 盛土

### 注意

無許可で盛土を行うなど  
悪質な場合は **罰則の対象** になります

- 最大で拘禁3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

## お問い合わせ先

※青森市・八戸市については、各市へ  
それ以外の市町村は県が窓口となります

青森県 都市計画課 ☎017-734-9871

青森市 建築指導課  
☎017-752-8295

八戸市 建築指導課  
☎0178-43-9136